

ストレスチェック制度 医師による面接指導について

面接指導詳細版

本人から医師による面接指導の申し出

結果に同封の面接指導申出書・ストレスチェック結果の写しを添付

<申し出先> 安全衛生責任者（所属長）
 <必要に応じ面接の調整>
 県立学校：衛生管理者または衛生推進者
 総合教育センター：所属の衛生管理者
 事務局・教育機関：衛生管理者（福利課）

<面接指導実施医師>
 ◎所属の産業医
 ◎福利課嘱託精神科医師
 （メンタルヘルス相談内*1）

医師による面接指導の実施

当日までに結果に同封の面接用チェックシートに記入し面接を受けます

就業上の措置
に係る意見

指導・助言

- ・勤務の状況（労働時間、労働時間以外の要因）の確認
- ・心理的な負担（ストレス）の状況の確認
- ・その他の心身の状況（心身の健康状況、生活状況等）の確認

面接指導を実施した医師は、指定の書式による結果報告を、安全衛生責任者（所属長）へ報告します。安全衛生責任者（所属長）は必要に応じて事後措置を行います。

必要に応じ就業上の措置の実施

産業医に報告

報告（福利課）

提供（人事部門）

（就業上の措置があった場合、総務課・学校人事課へ情報提供）

*1 産業医による面接指導の調整が難しい場合は、福利課嘱託精神科医師による面接指導（メンタルヘルス相談内）を御利用ください。

このとき「ストレスチェック制度に基づく医師による面接指導」であることを福利課衛生管理者（直通：027-226-4565）にお伝えください。

産業医による面接指導を実施する場合は、「群馬県教育委員会事務局等職員ストレスチェック事業における、医師による面接指導に係る産業医報償金支給要領」により、報償金の支給を行ってください。

- 別記様式1 面接指導申出書
- ストレスチェック結果の写し
→高ストレス者であることを確認

- ストレスチェック結果の写し
- 別記様式3 勤務状況報告書を作成
面接指導実施医師に提出

- ストレスチェックの写し
- 別記様式2 面接用チェックシート
- 別記様式3 勤務状況報告書
- 別記様式4 面接指導結果報告書
面接指導実施医師より受理

- 別記様式5 事後措置状況報告書

福利課提出書類

別記様式1～4写し

別記様式5

ストレスチェック結果写し

関係書類

は所属長により5年保存